

短期社債等振替決済口座管理規程 新旧対照表(2024年4月1日改定)

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>(当社への届出事項)</p> <p>第5条</p> <p>「振替決済口座設定申込書兼告知書兼届出書」に押なつされた印影及び記載された住所、名称、共通番号等をもって、お届出の印鑑、住所、名称、共通番号等とします。</p> <p>2 お客様が以下に掲げる者に該当する場合には、当社所定の方法によりお届けください。</p> <p>一 上場会社等の親会社若しくは主な子会社又は主な特定関係法人(上場投資法人等の資産運用会社の特定関係法人(金商法第 166 条第 5 項に規定する特定関係法人をいう)のうち主なもの)</p> <p>二 上場会社等の大株主(直近の有価証券報告書、半期報告書に記載されている大株主をいう)</p> | <p>(当社への届出事項)</p> <p>第5条</p> <p>「振替決済口座設定申込書兼告知書兼届出書」に押なつされた印影及び記載された住所、名称、共通番号等をもって、お届出の印鑑、住所、名称、共通番号等とします。</p> <p>2 お客様が以下に掲げる者に該当する場合には、当社所定の方法によりお届けください。</p> <p>一 上場会社等の親会社若しくは主な子会社又は主な特定関係法人(上場投資法人等の資産運用会社の特定関係法人(金商法第 166 条第 5 項に規定する特定関係法人をいう)のうち主なもの)</p> <p>二 上場会社等の大株主(直近の有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書に記載されている大株主をいう)</p> |